

令和4年1月19日

指定障害福祉サービス事業所等管理者 御中

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長
神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置に係る協力をお願いについて

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年1月19日、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置を1月21日～2月13日まで適用したことを受け、本県では、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」(以下「実施方針」という。)を策定し、必要な措置等を行うことといたしました。

飲食店等に対しては、法第31条の6第1項に基づき、次のとおり要請します。

マスク飲食実施店認証店においては、以下のいずれかを選択

- ・ 5時から21時までの営業時間短縮、酒類提供は11時から20時まで
- ・ 5時から20時までの営業時間短縮及び酒類提供停止

それ以外の飲食店においては、20時までの営業時間短縮及び酒類提供停止

その他、添付「実施方針」のとおりお願いさせていただきます。

また、県では新型コロナウイルス感染症に対応したBCP (Business Continuity Plan: 事業継続計画) をまだ策定していない企業に御活用いただくため、チェックリストを別添のとおり作成しました。このチェックリストを活用して、当面の対応を検討いただくとともに、BCP策定も検討いただくよう、よろしく願いいたします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」
- 3 BCP策定点検チェックリスト (新型コロナウイルス感染症対策)

※ チェックリストは、下記ホームページからダウンロードできます。

「中小企業のためのBCP (事業継続計画) 作成のススメ」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/cnt/f4763/index.html>



問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部 障害サービス課
福祉施設グループ 為田

電話 045-285-0738